

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月14日
【計算期間】	第17特定期間（自 平成25年10月16日 至 平成26年4月14日）
【ファンド名】	毎月分配パッケージファンド
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポート部 部長 橋詰 廣志
【連絡場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【電話番号】	03-6737-0521
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、外国債券と内外の株式に投資し、インカムゲイン（債券の利息収入等）を確保しつつ、分散投資を行うことでリスクの低減に努め、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

信託金限度額

上限 5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
一般				
大型株	年2回	日本	ファンド	
中小型株			・オブ・	なし
	年4回	北米	ファンズ	
債券				
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回			
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券、短期金融資産) 資産配分固定型))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載してあります。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、これ以外の用語の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

商品分類

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「内外」...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

「その他資産（投資信託証券）」…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「資産複合（株式、債券、短期金融資産）資産配分固定型」…目論見書又は投資信託約款において、複数資産（株式、債券、短期金融資産）を投資対象とし、投資割合については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

当ファンドでは主要投資対象の投資信託証券を通じて複数資産（株式、債券、短期金融資産）に投資します。このため、収益の源泉となる資産を記載する商品分類表の投資対象資産が「資産複合」であるのに対して、組み入れている資産そのものを記載する属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」となっています。

「年12回（毎月）」…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

「グローバル（日本を含む）」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含みます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「なし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

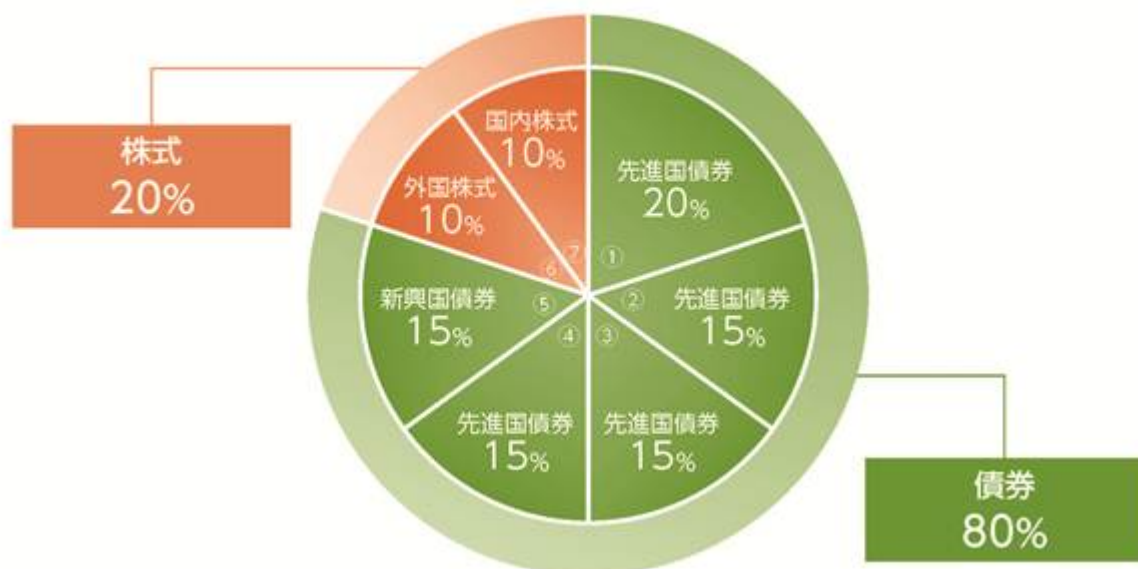
ファンドの特色

1．外国債券と内外の株式に分散投資し、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

・原則として、為替ヘッジは行いません。

2．債券80%、株式20%を基本組入比率として運用します。

基本組入比率および投資対象投資信託証券



資産

投資対象投資信託証券

先進国債券	FOFs用外国債券オープン（適格機関投資家専用）
	JPM・US・セレクト（適格機関投資家専用）
	ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム（適格機関投資家専用）
	LM・オーストラリア毎月分配型ファンド（適格機関投資家専用）
新興国債券	ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）
外国株式	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券
国内株式	FOFs用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）

- ・基本組入比率には一定の変動幅を設けます。
- ・基本組入比率は市場環境の変化等に応じて、見直しを行うことがあります。なお基本組入比率の見直しにあたっては三井住友信託銀行株式会社より助言を受けます。

3．原則として、毎決算時（年12回）に収益の分配を行います。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成17年10月21日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

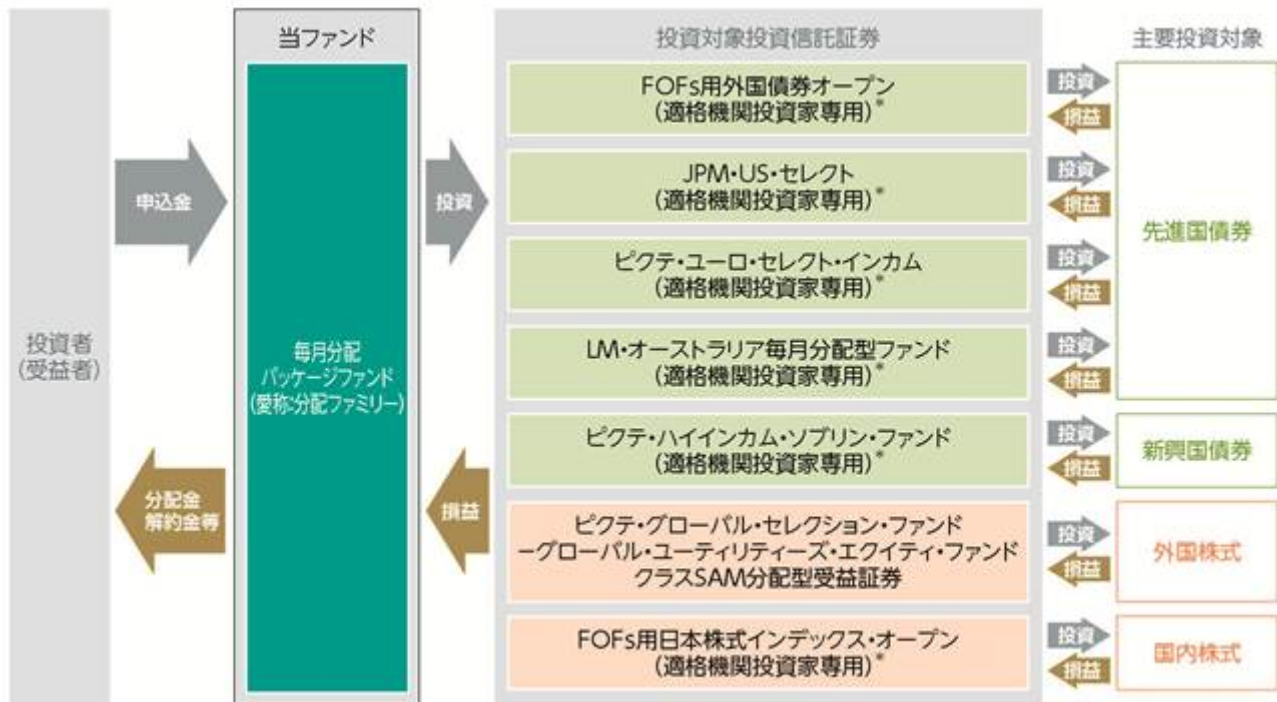
平成24年 4月 1日 当ファンドの名称を「住信 毎月分配パッケージファンド」から「毎月分配パッケージファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズでの運用

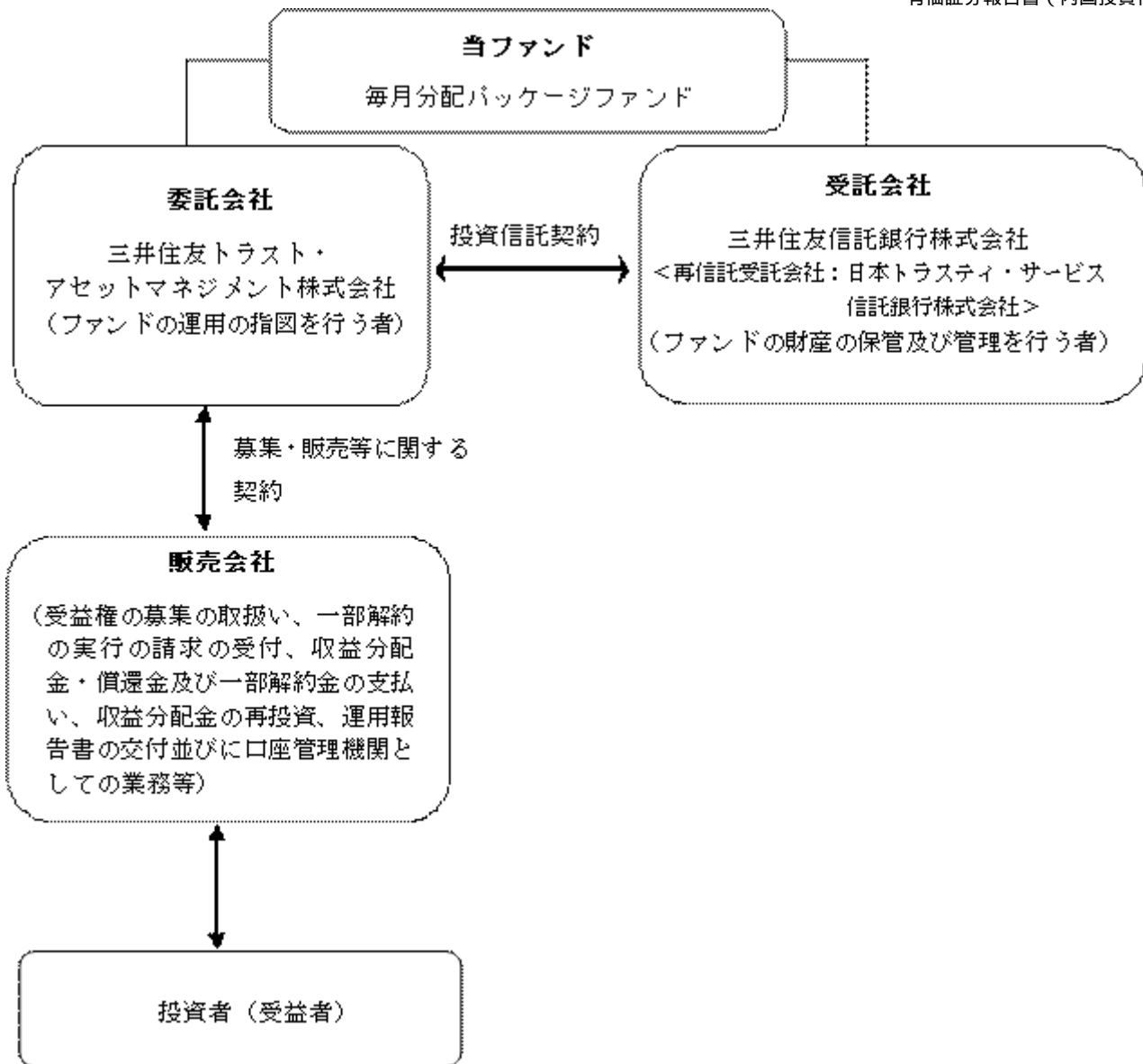
ファンド・オブ・ファンズ方式（ ）で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。



*印のファンドは以下(適格機関投資家専用)を省略して記載することがあります。

当ファンドの関係法人



委託会社の概況

イ．資本金の額：3億円（平成26年5月30日現在）

ロ．委託会社の沿革

昭和61年11月1日：住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年2月20日：投資顧問業の登録

昭和62年9月9日：投資一任契約に係る業務の認可

平成2年10月1日：住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年2月15日：住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年3月25日：証券投資信託委託業の認可

平成19年9月30日：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

平成24年4月1日：中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（平成26年5月30日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、外国債券と内外の株式に投資し、インカムゲインを確保しつつ、分散投資を行うことでリスクの低減に努め、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目指して運用を行います。

投資対象

以下の投資信託証券（以下「投資対象投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

- 1.FOFs用外国債券オープン（適格機関投資家専用）
- 2.FOFs用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）
- 3.JPM・US・セレクト（適格機関投資家専用）
- 4.ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム（適格機関投資家専用）
- 5.ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）
- 6.LM・オーストラリア毎月分配型ファンド（適格機関投資家専用）
- 7.ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券（以下「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」といいます。）

投資態度

- 1)主として、投資対象投資信託証券への投資を通じて、外国債券と内外の株式への分散投資を行い、インカムゲインを確保しつつ、分散投資を行うことでリスクの低減に努め、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目指して運用を行います。
- 2)基準ポートフォリオは、以下の比率で基準配分します。

FOFs用外国債券オープン	20%
FOFs用日本株式インデックス・オープン	10%
JPM・US・セレクト	15%
ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム	15%
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド	15%
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	15%
グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	10%

なお、FOFs用外国債券オープンには、短期金融資産を含みます。また、上記の基準配分比率には一定の変動幅を設けます。

- 3)前記2)の基準配分比率は市場環境の変化等に応じて、見直しを行うことがあります。なお基準配分比率の見直しにあたっては三井住友信託銀行株式会社より投資助言を受けます。
- 4)実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5)資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権

八．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、投資対象投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ロ．上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ハ．当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「 - 投資対象投資信託証券の概要 - 」に記載されている通りです。

- 投資対象投資信託証券の概要 -

「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」はルクセンブルグ籍の外国投資信託です。それ以外の各投資対象投資信託証券は、国内籍の契約型株式投資信託 / 適格機関投資家向け私募投資信託であり、ファミリーファンド（ ）方式で運用されます。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（各投資対象投資信託証券）とし、その資金をマザーファンド（各投資対象投資信託証券における各投資対象マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

以下の内容は、平成26年5月末日現在、委託会社が知り得る情報にもとづいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

1. FOFs用外国債券オープン（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債に投資し、インカムゲインを確保しつつ、海外の主要な債券市場の動きをとらえることを目指して運用を行います。
主要投資対象	「外国債券インデックス マザーファンド受益証券」（以下本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）

投資態度	債券への実質投資比率は、原則として高位を維持します。 原則として、為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	分配対象額の範囲内で、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.378%（税抜0.35%）
設定日	平成17年10月20日
信託期間	原則として無期限
助言会社	マザーファンドに対して三井住友信託銀行株式会社が投資助言を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

2.FOFs用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	「国内株式インデックス マザーファンド受益証券」（以下本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）
投資態度	主として、マザーファンド受益証券に投資し、TOPIXと連動する投資成果を目標として運用を行います。 株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資は、行いません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	分配対象額の範囲内で、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.2484%（税抜0.23%）
設定日	平成17年10月20日
信託期間	原則として無期限
助言会社	マザーファンドに対して三井住友信託銀行株式会社が投資助言を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数（TOPIX）」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。

同指数の指数値及び同指数の商標は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウ及び同指数の商標に関する全ての権利は東証が有しています。

東証は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止又は同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東証は、同指数の指数値及び同指数の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

東証は、同指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。

また、東証は、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、東証により提供、保証又は販売されるものではありません。

東証は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。

東証は、当社又は当ファンドの購入者のニーズを、同指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、東証は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

3. JPM・US・セレクト（適格機関投資家専用）

運用会社	JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針	JPM USトレジャリー・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）を通じて、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目指します。
主要投資対象	「JPM USトレジャリー・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下本概要中において「マザーファンド」といいます。） *マザーファンドは、米ドル建て米国国債（米国財務省証券）を中心に、信用度がそれと同等とみなされる米国政府抵当金庫保証モーゲージ・バック証券（ジニー・メイ・パス・スルー証券）も投資対象とします。

投資態度	<p>マザーファンドでは、基本資産配分として、米国国債（米国財務省証券）への投資比率を約80%、米国政府抵当金庫保証モーゲージ・バック証券（ジニー・メイ・パス・スルー証券）への投資比率を約20%程度とし、米国政府抵当金庫保証モーゲージ・バック証券（ジニー・メイ・パス・スルー証券）への投資比率は40%を超えません。</p> <p>（上記の基本資産配分は市場動向等により、変更する場合があります。）</p> <p>マザーファンドの組入債券全体の平均格付は米国国債（米国財務省証券）と同等とします。</p> <p>原則為替ヘッジは行いません。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除く）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）への投資割合は、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。</p>
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎月決算を行い、分配対象額の範囲内で分配します。ただし必ず分配を行うものではありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4212%（税抜0.39%）
設定日	平成17年10月20日
信託期間	原則として無期限
運用再委託会社	マザーファンドの運用の指図に関する権限を「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」に委託します。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

4. ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム（適格機関投資家専用）

運用会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
運用の基本方針	ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンドを通じて、質の高いユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた分配金原資の獲得を目的として運用を行います。
主要投資対象	「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド」（以下本概要において「マザーファンド」といいます。）
投資態度	<p>マザーファンドへの投資を通じて、原則として最高格付[*]のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。</p> <p>* 最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付けは信用格付業者が付与した中での最良の格付けを参考とします。</p> <p>ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国債に投資することもあります。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引を行うことができます。</p>

主な投資制限	株式への投資は、転換社債を転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権を行使したものに限り、株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）。なお、初回決算日は平成17年12月7日。
収益の分配	毎月決算を行い、分配対象額の範囲内で分配します。ただし分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4644%（税抜0.43%）
設定日	平成17年10月18日
信託期間	原則として無期限
運用再委託会社	マザーファンドの運用に当たっては公社債等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」に委託します。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

5. ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
運用の基本方針	ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンドを通じて、主としてドル建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。
主要投資対象	「ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド」（以下本概要において「マザーファンド」または「マザーファンド受益証券」といいます。） * マザーファンドは、ドル建てのソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。
投資態度	ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーのドル建てソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。 債券の実質組入比率については、原則として高位を保ちます。 実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債を転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権を行使したものに限り、株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）。なお、初回決算日は平成17年12月7日。
収益の分配	毎月決算を行い、分配対象額の範囲内で分配します。ただし分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.756%（税抜0.70%）
信託財産留保金	解約時に基準価額の0.3%が差し引かれます。

設定日	平成17年10月18日
信託期間	原則として無期限
運用再委託会社	マザーファンドの運用に当たっては公社債等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」に委託します。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「信託財産留保金」（以下「信託財産留保額」ということがあります。）とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

6.LM・オーストラリア毎月分配型ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針	LM・豪ドル債券マザーファンドを通じて、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、投資信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。
主要投資対象	「LM・豪ドル債券マザーファンド受益証券」（以下本概要において「マザーファンド」または「マザーファンド受益証券」といいます。） *マザーファンドは、豪ドル建の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	UBSオーストラリア債券インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース） ¹ を参考指標として運用を行います。 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券および資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA- / A3以上の格付を付与されたものとします。 デュレーション ² ・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。 シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	株式（新株引受権証券等を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券等への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎月決算を行い、分配対象額の範囲内で分配します。 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価格水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5724%（税抜0.53%）
設定日	平成17年10月19日
信託期間	原則として無期限

運用再委託会社	マザーファンドの運用の指図に関する権限を「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」に委託します。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

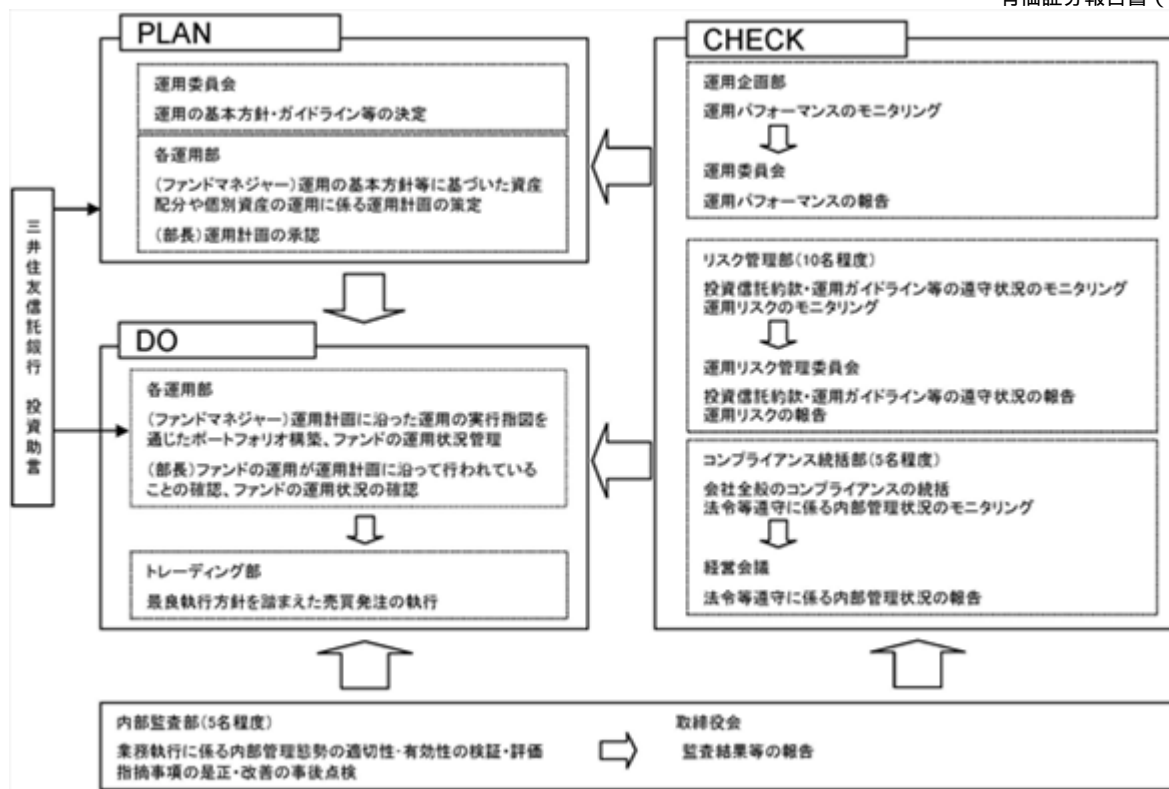
- 1「（為替ヘッジなし、円換算ベース）」とは、運用会社が同インデックスを円ベースに換算したものです。
- 2「デュレーション」とは、債券価格の金利変動に対する感応度で、この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。以下同じ。

7.ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券

管理会社	ピクテ・ファンズ（ヨーロッパ）エス・エイ
運用の基本方針	主に新興国の企業を含む世界の公益企業の発行する高配当利回りの株式への投資を通じて安定的な収益分配を行うこと、また、長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。
主要投資対象	世界の公益企業の発行する高配当利回りの株式
投資態度	主に高配当利回りの世界（新興国を含めます。）の公益株 [*] に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 * 電力、ガス、水道、電話、通信、運輸、廃棄物処理、石油供給などの企業上場株式への分散投資を基本とします。
主な投資制限	同一発行体の証券のファンド純資産総額に対する投資割合は10%以下としますが、投資顧問会社は通常、同一発行体の証券の投資割合は購入時において5%以下とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：12月31日
収益の分配	管理会社は、毎月、純利益及び純実現キャピタルゲインから分配を行うことができます。また管理会社は、分配の安定水準を維持する必要がある場合、未実現キャピタルゲイン及び元本から分配を行うこともできます。
管理報酬	純資産総額に対して年率0.95% * 外国投信のため消費税等は課税されません。
設定日	平成17年10月21日
信託期間	原則として無期限
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ
保管受託銀行	ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エス・エイ

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成26年7月14日現在のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【配分方針】

配分方針

毎決算時（決算日は毎月14日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

- イ．分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ．分配金額については、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

収益の分配

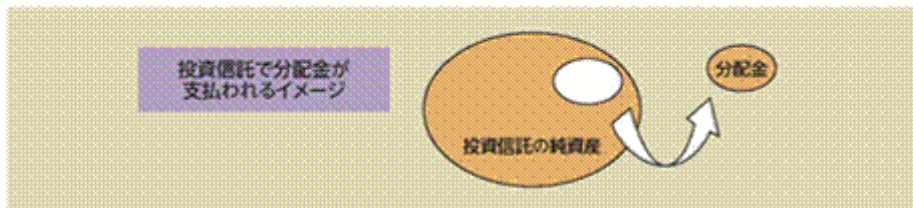
イ．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

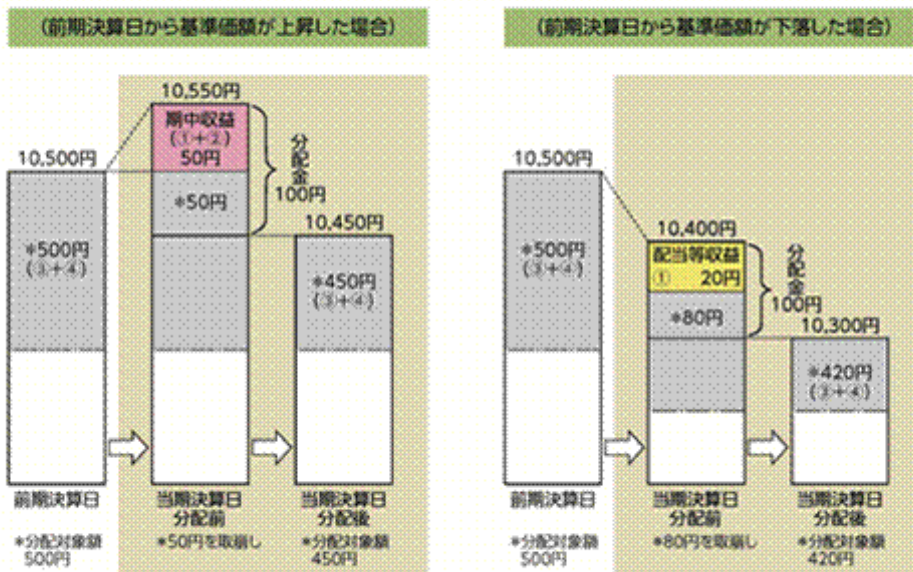
[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期末決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



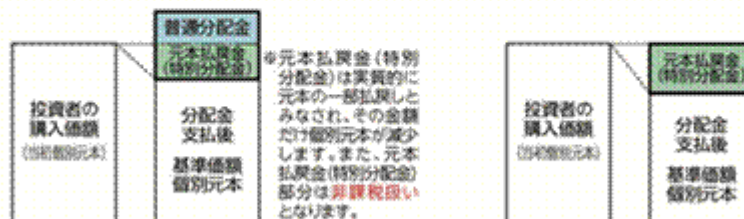
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、下記「4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

イ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ．同一銘柄の投資信託証券への投資割合

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%未満とします。

ハ．株式への投資割合

株式への直接投資は行いません。

ニ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ホ．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

同じ投資対象投資信託証券に投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象投資信託証券において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.24%（税抜（ ） 3.00%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます（以下同じ）。

「分配金再投資コース」（ ）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「第2 管理及び運営 1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.8424%（税抜 0.78%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.216%	（税抜 0.20%）
販売会社	年率 0.594%	（税抜 0.55%）
受託会社	年率 0.0324%	（税抜 0.03%）

信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象投資信託証券に関しても信託報酬がかかります。

(参考) 各投資対象投資信託証券の信託報酬等

各投資対象投資信託証券の信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

なお、各投資対象投資信託証券とも、申込手数料、換金（解約）手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
F0Fs用外国債券オープン	年率 0.378% （税抜 0.35%）
F0Fs用日本株式インデックス・オープン	年率 0.2484% （税抜 0.23%）
JPM・US・セレクト	年率 0.4212% （税抜 0.39%）
ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム	年率 0.4644% （税抜 0.43%）
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド	年率 0.756% （税抜 0.70%）
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	年率 0.5724% （税抜 0.53%）
グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	年率 0.95%

当ファンドの信託報酬に基本配分比率で按分した投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率：年率1.36994%程度（税抜 1.2755%程度）

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合があります。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、組入資産の保管に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合があります。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

ご解約時には、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として当該基準価額から控除します。また、ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンドの解約時には、基準価額の0.3%相当の信託財産留保額がかかります。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成26年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

二．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成26年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

- イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成26年5月30日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の記載は、平成26年5月30日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	30,737,617,350	89.11
	ルクセンブルク	3,435,422,040	9.96
	小計	34,173,039,390	99.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		321,098,671	0.93
合計(純資産総額)		34,494,138,061	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	投資信託受益証券	FOFs用外国債券オープン(適格機関投資家専用)	7,709,030,510	0.8921	6,877,226,117	0.8902	6,862,578,960	19.89

日本	投資信託 受益証券	JPM・US・セレクト（適格機関投資家専用）	5,790,118,159	0.8894	5,149,731,090	0.8921	5,165,364,409	14.97
日本	投資信託 受益証券	ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ ファンド（適格機関投資家専用）	5,835,867,870	0.8753	5,108,135,146	0.8792	5,130,895,031	14.87
日本	投資信託 受益証券	LM・オーストラリア毎月分配型ファン ド（適格機関投資家専用）	5,484,833,469	0.9261	5,079,504,275	0.9171	5,030,140,774	14.58
日本	投資信託 受益証券	ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム （適格機関投資家専用）	6,485,068,356	0.7791	5,052,516,756	0.7744	5,022,036,934	14.56
日本	投資信託 受益証券	FOFs用日本株式インデックス・オーブ ン（適格機関投資家専用）	5,849,396,653	0.5917	3,461,087,999	0.6029	3,526,601,242	10.22
ルクセン ブルク	投資信託 受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ ファンド - グローバル・ユーティリ ティーズ・エクイティ・ファンド ク ラスSAM分配型受益証券	427,930	8,043.00	3,441,840,990	8,028.00	3,435,422,040	9.96

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.07
合計	99.07

(注) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (平成18年 4月14日)	101,520,518,109	101,915,158,650	10,290	10,330
第2特定期間末 (平成18年10月16日)	156,031,980,251	156,621,475,479	10,587	10,627
第3特定期間末 (平成19年 4月16日)	163,814,247,787	164,709,462,555	10,979	11,039
第4特定期間末 (平成19年10月15日)	168,404,190,037	169,484,029,531	10,917	10,987
第5特定期間末 (平成20年 4月14日)	172,893,161,185	174,161,211,800	9,544	9,614
第6特定期間末 (平成20年10月14日)	171,272,360,311	172,877,582,872	7,469	7,539
第7特定期間末 (平成21年 4月14日)	179,565,161,547	181,008,315,622	7,466	7,526

第8特定期間末 (平成21年10月14日)	206,127,526,925	207,814,860,409	7,330	7,390
第9特定期間末 (平成22年 4月14日)	222,431,137,484	224,273,078,925	7,246	7,306
第10特定期間末 (平成22年10月14日)	191,326,276,664	193,095,918,381	6,487	6,547
第11特定期間末 (平成23年 4月14日)	142,654,783,478	143,778,261,022	6,349	6,399
第12特定期間末 (平成23年10月14日)	84,632,262,515	85,229,315,112	5,670	5,710
第13特定期間末 (平成24年 4月16日)	67,416,568,945	67,877,782,294	5,847	5,887
第14特定期間末 (平成24年10月15日)	50,062,910,593	50,240,280,930	5,645	5,665
第15特定期間末 (平成25年 4月15日)	51,382,946,600	51,523,336,719	7,320	7,340
第16特定期間末 (平成25年10月15日)	41,069,010,693	41,187,805,668	6,914	6,934
第17特定期間末 (平成26年 4月14日)	35,159,914,106	35,257,778,173	7,185	7,205
平成25年 5月末日	47,783,857,025		7,201	
6月末日	43,606,168,824		6,735	
7月末日	43,249,294,574		6,871	
8月末日	41,387,087,210		6,709	
9月末日	41,895,234,433		6,968	
10月末日	41,007,876,144		7,010	
11月末日	40,463,905,981		7,150	
12月末日	38,493,911,297		7,307	
平成26年 1月末日	36,775,008,676		7,096	
2月末日	36,419,181,756		7,169	
3月末日	35,693,831,344		7,215	
4月末日	35,052,651,903		7,237	
5月末日	34,494,138,061		7,272	

【分配の推移】

期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1特定期間(平成17年10月21日～平成18年 4月14日)	200
第2特定期間(平成18年 4月15日～平成18年10月16日)	240
第3特定期間(平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	310
第4特定期間(平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	390
第5特定期間(平成19年10月16日～平成20年 4月14日)	420
第6特定期間(平成20年 4月15日～平成20年10月14日)	420
第7特定期間(平成20年10月15日～平成21年 4月14日)	360
第8特定期間(平成21年 4月15日～平成21年10月14日)	360
第9特定期間(平成21年10月15日～平成22年 4月14日)	360
第10特定期間(平成22年 4月15日～平成22年10月14日)	360
第11特定期間(平成22年10月15日～平成23年 4月14日)	340
第12特定期間(平成23年 4月15日～平成23年10月14日)	250
第13特定期間(平成23年10月15日～平成24年 4月16日)	240

第14特定期間(平成24年 4月17日～平成24年10月15日)	160
第15特定期間(平成24年10月16日～平成25年 4月15日)	120
第16特定期間(平成25年 4月16日～平成25年10月15日)	120
第17特定期間(平成25年10月16日～平成26年 4月14日)	120

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1特定期間(平成17年10月21日～平成18年 4月14日)	4.9
第2特定期間(平成18年 4月15日～平成18年10月16日)	5.2
第3特定期間(平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	6.6
第4特定期間(平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	3.0
第5特定期間(平成19年10月16日～平成20年 4月14日)	8.7
第6特定期間(平成20年 4月15日～平成20年10月14日)	17.3
第7特定期間(平成20年10月15日～平成21年 4月14日)	4.8
第8特定期間(平成21年 4月15日～平成21年10月14日)	3.0
第9特定期間(平成21年10月15日～平成22年 4月14日)	3.8
第10特定期間(平成22年 4月15日～平成22年10月14日)	5.5
第11特定期間(平成22年10月15日～平成23年 4月14日)	3.1
第12特定期間(平成23年 4月15日～平成23年10月14日)	6.8
第13特定期間(平成23年10月15日～平成24年 4月16日)	7.4
第14特定期間(平成24年 4月17日～平成24年10月15日)	0.7
第15特定期間(平成24年10月16日～平成25年 4月15日)	31.8
第16特定期間(平成25年 4月16日～平成25年10月15日)	3.9
第17特定期間(平成25年10月16日～平成26年 4月14日)	5.7

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間 (平成17年10月21日～平成18年 4月14日)	99,598,692,932	938,557,614	98,660,135,318
第2特定期間 (平成18年 4月15日～平成18年10月16日)	51,325,241,723	2,611,569,939	147,373,807,102
第3特定期間 (平成18年10月17日～平成19年 4月16日)	10,967,075,152	9,138,420,831	149,202,461,423
第4特定期間 (平成19年 4月17日～平成19年10月15日)	13,091,645,130	8,031,321,576	154,262,784,977
第5特定期間 (平成19年10月16日～平成20年 4月14日)	31,731,537,090	4,844,234,073	181,150,087,994
第6特定期間 (平成20年 4月15日～平成20年10月14日)	53,895,369,335	5,727,948,584	229,317,508,745
第7特定期間 (平成20年10月15日～平成21年 4月14日)	18,960,785,832	7,752,615,279	240,525,679,298
第8特定期間 (平成21年 4月15日～平成21年10月14日)	44,320,592,707	3,624,024,574	281,222,247,431
第9特定期間 (平成21年10月15日～平成22年 4月14日)	36,510,814,484	10,742,821,607	306,990,240,308

第10特定期間 (平成22年 4月15日～平成22年10月14日)	15,080,317,437	27,130,271,493	294,940,286,252
第11特定期間 (平成22年10月15日～平成23年 4月14日)	3,535,562,742	73,780,340,176	224,695,508,818
第12特定期間 (平成23年 4月15日～平成23年10月14日)	886,580,850	76,318,940,287	149,263,149,381
第13特定期間 (平成23年10月15日～平成24年 4月16日)	631,601,386	34,591,413,370	115,303,337,397
第14特定期間 (平成24年 4月17日～平成24年10月15日)	455,507,206	27,073,675,860	88,685,168,743
第15特定期間 (平成24年10月16日～平成25年 4月15日)	207,425,055	18,697,533,935	70,195,059,863
第16特定期間 (平成25年 4月16日～平成25年10月15日)	202,712,687	11,000,284,690	59,397,487,860
第17特定期間 (平成25年10月16日～平成26年 4月14日)	170,059,301	10,635,513,372	48,932,033,789

(注)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績


運用実績

当初設定日：2005年10月21日
作成基準日：2014年5月30日

**基準価額・純資産の推移**

基準価額	7,272円
純資産総額	344.94億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:4,790円 直近1年間分配金合計額:240円

決算期	2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs 用外国債券オープン(適格機関投資家専用)	19.9%
JPM-US・セレクト(適格機関投資家専用)	15.0%
ピクテ・ハインカム・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)	14.9%
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド(適格機関投資家専用)	14.6%
ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム(適格機関投資家専用)	14.6%
FOFs 用日本株式インデックス・オープン(適格機関投資家専用)	10.2%
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券	10.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2005年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2014年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)申込手続

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を締結していただきます。

販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)申込みの受付

申込期間中において、販売会社の営業日にお申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3)申込単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「(1)申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(4)申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5)申込手数料

「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。

(6)申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

(7)受付不可日

該当事項はありません。

(8)申込受付の中止等

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

(9)その他

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1)一部解約手続

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2)一部解約の受付

一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎでの受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3)解約単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位または販売会社が委託会社の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(4)解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先にお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差し引いた金額となります。

(5)一部解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

(6)受付不可日

該当事項はありません。

(7)一部解約受付の中止等

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記(2)による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場

合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(8)その他

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度及び照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

主要な投資対象資産の評価方法

イ．内国投資信託受益証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の評価方法

計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ロ．外国投資信託証券

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成17年10月21日設定）。

ただし、下記「(5)その他 信託の終了」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月15日から翌月14日までとします。

ただし、第1計算期間は平成17年10月21日から平成17年12月14日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了

イ．委託会社の所定の手続きによる終了

- (a)委託会社は、投資信託約款に定める信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b)委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c)委託会社は、前記(a)および(b)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (d)前記(c)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (e)前記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)および(b)の投資信託契約の解約をしません。
- (f)委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (g)前記(d)から(f)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ロ．監督官庁の命令に伴う取扱い

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ハ．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記「投資信託約款の変更イ．(d)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

ニ．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- イ．(a)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- (b)委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c)前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d)前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更をしません。
- (e)委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記イ．に記載されている手続きにしたがいます。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年4月及び10月の決算時並びに償還時に期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託財産の管理

イ．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

ロ．信託財産の登記等及び記載等の留保等

(イ) 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

(ロ) 上記(イ)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

(ハ) 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(ニ) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き等

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。

また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間(平成25年10月16日から平成26年4月14日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【毎月分配パッケージファンド】

(1)【貸借対照表】

項目	第16特定期間 (平成25年10月15日現在) 金額(円)	第17特定期間 (平成26年 4月14日現在) 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	328,784,971	427,298,362
投資信託受益証券	40,883,778,451	34,841,567,717
未収入金	200,796,102	97,863,465
未収配当金	-	30,827,300
未収利息	412	552
流動資産合計	41,413,359,936	35,397,557,396
資産合計	41,413,359,936	35,397,557,396
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	118,794,975	97,864,067
未払解約金	199,340,213	114,428,724
未払受託者報酬	1,001,811	968,807
未払委託者報酬	25,045,280	24,220,235
その他未払費用	166,964	161,457
流動負債合計	344,349,243	237,643,290
負債合計	344,349,243	237,643,290
純資産の部		
元本等		
元本	59,397,487,860	48,932,033,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	18,328,477,167	13,772,119,683
(分配準備積立金)	(643,331,758)	(656,682,828)
元本等合計	41,069,010,693	35,159,914,106
純資産合計	41,069,010,693	35,159,914,106

負債純資産合計	41,413,359,936	35,397,557,396
---------	----------------	----------------

(2)【損益及び剰余金計算書】

項目	第16特定期間 自 平成25年 4月16日 至 平成25年10月15日 金額(円)	第17特定期間 自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月14日 金額(円)
営業収益		
受取配当金	1,029,290,466	832,587,148
受取利息	68,799	86,446
有価証券売買等損益	2,811,257,188	1,498,408,117
営業収益合計	1,781,897,923	2,331,081,711
営業費用		
受託者報酬	7,092,550	5,974,278
委託者報酬	177,313,879	149,357,126
その他費用	1,182,039	995,651
営業費用合計	185,588,468	156,327,055
営業利益又は営業損失（ ）	1,967,486,391	2,174,754,656
経常利益又は経常損失（ ）	1,967,486,391	2,174,754,656
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,967,486,391	2,174,754,656
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	37,231,895	58,892,068
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,812,113,263	18,328,477,167
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,235,913,165	3,119,775,681
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,235,913,165	3,119,775,681
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,733,177	48,831,141
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,733,177	48,831,141
分配金	760,289,396	630,449,644
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,328,477,167	13,772,119,683

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ちした当該投資信託受益証券の基準価額を適用する日に計上しております。
3. その他	ファンドの計算期間 第17特定期間(自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月14日) 第17特定期間は前特定期間末日が休業日のため、平成25年10月16日から平成26年 4月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第16特定期間 (平成25年10月15日現在)	第17特定期間 (平成26年 4月14日現在)
1. 期首元本額	70,195,059,863円	59,397,487,860円
期中追加設定元本額	202,712,687円	170,059,301円
期中一部解約元本額	11,000,284,690円	10,635,513,372円
2. 当該特定期間の末日における受益権総数	59,397,487,860口	48,932,033,789口
3. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 18,328,477,167円	元本の欠損 13,772,119,683円
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6914円 (6,914円)	0.7185円 (7,185円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

		第16特定期間 自 平成25年 4月16日 至 平成25年10月15日	第17特定期間 自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月14日
		第90期 自 平成25年4月16日 至 平成25年5月14日	第96期 自 平成25年10月16日 至 平成25年11月14日
費用控除後の配当等収益額	A	174,354,326円	135,587,284円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	- 円
収益調整金額	C	862,695,809円	733,241,815円
分配準備積立金額	D	539,147,305円	627,398,858円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,576,197,440円	1,496,227,957円
当ファンドの期末残存口数	F	68,097,038,153口	57,740,689,522口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	231.46円	259.12円
1万口当たり分配金額	H	20円	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	136,194,076円	115,481,379円
		第91期 自 平成25年5月15日 至 平成25年6月14日	第97期 自 平成25年11月15日 至 平成25年12月16日
費用控除後の配当等収益額	A	142,846,515円	136,473,770円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	- 円
収益調整金額	C	828,035,791円	696,121,461円
分配準備積立金額	D	558,951,417円	616,840,152円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,529,833,723円	1,449,435,383円
当ファンドの期末残存口数	F	65,344,340,575口	54,799,436,059口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	234.11円	264.49円
1万口当たり分配金額	H	20円	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	130,688,681円	109,598,872円
		第92期 自 平成25年6月15日 至 平成25年7月16日	第98期 自 平成25年12月17日 至 平成26年1月14日
費用控除後の配当等収益額	A	167,892,196円	128,055,177円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	- 円
収益調整金額	C	810,341,659円	665,117,550円
分配準備積立金額	D	559,362,116円	618,368,053円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,537,595,971円	1,411,540,780円
当ファンドの期末残存口数	F	63,901,058,612口	52,323,605,886口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	240.62円	269.77円
1万口当たり分配金額	H	20円	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	127,802,117円	104,647,211円
		第93期 自 平成25年7月17日 至 平成25年8月14日	第99期 自 平成26年1月15日 至 平成26年2月14日
費用控除後の配当等収益額	A	135,599,738円	105,370,229円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	- 円
収益調整金額	C	792,050,306円	652,586,606円
分配準備積立金額	D	587,333,986円	631,069,791円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,514,984,030円	1,389,026,626円
当ファンドの期末残存口数	F	62,437,600,311口	51,310,379,781口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	242.63円	270.71円
1万口当たり分配金額	H	20円	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	124,875,200円	102,620,759円

		第94期 自 平成25年8月15日 至 平成25年9月17日	第100期 自 平成26年2月15日 至 平成26年3月14日
費用控除後の配当等収益額	A	146,843,292円	118,547,686円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	- 円
収益調整金額	C	773,614,489円	637,804,247円
分配準備積立金額	D	586,374,929円	620,358,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,506,832,710円	1,376,710,544円
当ファンドの期末残存口数	F	60,967,173,817口	50,118,678,013口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	247.15円	274.69円
1万口当たり分配金額	H	20円	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	121,934,347円	100,237,356円
		第95期 自 平成25年9月18日 至 平成25年10月15日	第101期 自 平成26年3月15日 至 平成26年4月14日
費用控除後の配当等収益額	A	164,420,205円	129,225,114円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	- 円
収益調整金額	C	754,046,829円	623,075,039円
分配準備積立金額	D	597,706,528円	625,321,781円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,516,173,562円	1,377,621,934円
当ファンドの期末残存口数	F	59,397,487,860口	48,932,033,789口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	255.25円	281.53円
1万口当たり分配金額	H	20円	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	118,794,975円	97,864,067円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク（株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。</p> <p>内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。</p>
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16特定期間 (平成25年10月15日現在)	第17特定期間 (平成26年 4月14日現在)
	計算期間(自 平成25年9月18日 至 平成25年10月15日)の損益に含ま れた評価差額(円)	計算期間(自 平成26年3月15日 至 平成26年 4月14日)の損益に含ま れた評価差額(円)
投資信託受益証券	190,509,169	200,200,436
合計	190,509,169	200,200,436

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	FOFs用外国債券オープン(適格機関投資家専用)	7,989,112,510	7,089,538,441	
	FOFs用日本株式インデックス・オープン(適格機関投資家専用)	5,849,396,653	3,331,231,393	
	JPM・US・セレクト(適格機関投資家専用)	5,790,118,159	5,112,674,334	
	ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム(適格機関投資家専用)	6,613,802,356	5,154,797,556	
	ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)	6,181,451,870	5,312,339,737	
	LM・オーストラリア毎月分配型ファンド(適格機関投資家専用)	5,867,079,469	5,384,805,536	
	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券	440,390	3,456,180,720	
投資信託受益証券 小計		38,291,401,407	34,841,567,717	
合計		38,291,401,407	34,841,567,717	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成26年5月30日現在)

資産総額	34,633,466,543 円
負債総額	139,328,482 円
純資産総額(-)	34,494,138,061 円
発行済口数	47,435,562,745 口
1口当たり純資産額(/)	0.7272 円
1万口当たり純資産額	7,272 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成26年5月30日現在）

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間に於ける資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社が取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成26年7月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成26年5月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	374	4,968,020
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	374	4,968,020

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

前事業年度 （平成25年3月31日現在）	当事業年度 （平成26年3月31日現在）
-------------------------	-------------------------

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		8,192,444	10,457,599
前払費用		81,751	114,325
未収委託者報酬		2,210,605	2,735,763
未収運用受託報酬		31,051	15,268
未収入金		676	-
繰延税金資産		61,743	144,183
その他		19,263	3,448
流動資産合計		10,597,535	13,470,589
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	79,281	67,359
器具備品	1	103,209	87,378
有形固定資産合計		182,491	154,737
無形固定資産			
ソフトウェア		168,561	203,360
その他		1,770	4,686
無形固定資産合計		170,332	208,046
投資その他の資産			
投資有価証券		47,112	69,583
長期前払費用		-	34,773
長期貸付金		31,838	28,838
会員権		25,000	25,000
繰延税金資産		-	117,743
その他		633	553
貸倒引当金		31,838	28,838
投資その他の資産合計		72,746	247,653
固定資産合計		425,570	610,437
資産合計		11,023,105	14,081,027

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	19,992	13,353
未払金	1,459,757	1,723,999
未払手数料	942,503	1,169,997
その他未払金	517,254	554,001
未払費用	82,209	44,167
未払法人税等	204,363	1,467,469
未払消費税等	11,940	129,007
賞与引当金	92,832	94,659
その他	21,231	14,376
流動負債合計	1,892,326	3,487,033
固定負債		
資産除去債務	12,281	12,492

退職給付引当金	268,531	313,992
繰延税金負債	303,555	-
固定負債合計	584,368	326,485
負債合計	2,476,694	3,813,518
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	59,500	62,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	5,731,912	7,452,293
利益剰余金合計	7,891,412	9,614,793
株主資本合計	8,541,412	10,264,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,998	2,715
評価・換算差額等合計	4,998	2,715
純資産合計	8,546,410	10,267,508
負債・純資産合計	11,023,105	14,081,027

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,128,296	22,773,831
運用受託報酬	94,659	55,511
営業収益合計	19,222,955	22,829,342
営業費用		
支払手数料	9,030,246	10,451,296
広告宣伝費	73,287	76,961
公告費	2,244	-
調査費	4,132,154	5,091,105
調査費	207,030	259,236
委託調査費	3,922,394	4,830,390
図書費	2,729	1,479
営業雑経費	1,294,879	1,264,334
通信費	21,905	17,246
印刷費	330,735	327,214
協会費	21,939	22,524
諸会費	757	773
情報機器関連費	874,151	837,859

その他営業雑経費	45,391	58,716
営業費用合計	14,532,812	16,883,698
一般管理費		
給料	2,259,238	2,201,964
役員報酬	78,205	102,330
給料・手当	1,967,177	1,846,450
賞与	213,855	253,183
退職給付費用	64,787	72,029
役員退職慰労金	-	1,070
福利費	190,716	207,122
交際費	879	2,758
旅費交通費	45,160	45,973
租税公課	25,420	42,862
不動産賃借料	129,096	130,938
寄付金	-	3,385
減価償却費	129,966	119,445
諸経費	1	1
一般管理費合計	3,103,213	3,047,165
営業利益	1,586,929	2,898,479

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,919	-
受取利息	6,475	7,464
収益分配金	-	3,234
投資有価証券売却益	924	553
貸倒引当金戻入	3,000	3,000
その他	2,552	1,775
営業外収益合計	14,873	16,027
営業外費用		
長期前払費用償却	-	1
支払補償費	-	14,648
投資有価証券売却損	14,182	284
その他	361	2,112
営業外費用合計	14,544	40,268
経常利益	1,587,257	2,874,238
特別利益		
投資有価証券売却益	30,000	-
特別利益合計	30,000	-
特別損失		
統合関連損失	484,725	-
特別損失合計	484,725	-
税引前当期純利益	1,132,532	2,874,238
法人税、住民税及び事業税	369,828	1,623,332
法人税等調整額	56,358	502,474

法人税等合計	426,187	1,120,857
当期純利益	706,344	1,753,381

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	-	-
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
合併による増加		350,000	350,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	350,000	350,000
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	56,500	2,100,000	2,516,273	4,672,773	4,972,773
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益			706,344	706,344	706,344
合併による増加			2,542,294	2,542,294	2,892,294
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	-	3,215,638	3,218,638	3,568,638
当期末残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,859	9,859	4,962,913
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			706,344
合併による増加			2,892,294
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,857	14,857	14,857
当期変動額合計	14,857	14,857	3,583,496
当期末残高	4,998	4,998	8,546,410

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益			1,753,381	1,753,381	1,753,381
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	-	1,720,381	1,723,381	1,723,381
当期末残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,998	4,998	8,546,410
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			1,753,381
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,283	2,283	2,283
当期変動額合計	2,283	2,283	1,721,098
当期末残高	2,715	2,715	10,267,508

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

2．固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法によっております。
- (2) 無形固定資産
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
建物	23,594	千円	35,517	千円
器具備品	235,212	"	188,630	"
計	258,807	"	224,147	"

(損益計算書関係)

1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
諸経費	97,199	千円	73,276	千円
長期前払費用償却	-	"	23,222	"

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(リ・ス取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	8,192,444	8,192,444	-
(2) 未収委託者報酬	2,210,605	2,210,605	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	47,112	47,112	-
(4) 未払金	(1,459,757)	(1,459,757)	-

(*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	10,457,599	10,457,599	-
(2) 未収委託者報酬	2,735,763	2,735,763	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	69,583	69,583	-
(4) 未払金	(1,723,999)	(1,723,999)	-
(5) 未払法人税等	(1,467,469)	(1,467,469)	-

(*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未払金、並びに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金及び預金	8,192,444	-	-	-
未収委託者報酬	2,210,605	-	-	-

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,457,599	-	-	-
未収委託者報酬	2,735,763	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	7,743	21,044	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	45,159	37,315	7,843
小計	45,159	37,315	7,843
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	1,952	2,030	77
小計	1,952	2,030	77
合計	47,112	39,345	7,766

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	61,633	57,226	4,406
小計	61,633	57,226	4,406
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	7,950	8,138	188
小計	7,950	8,138	188
合計	69,583	65,365	4,218

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
114,040	30,924	14,182

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） （単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
23,757	553	284

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
（1）退職給付債務	268,531	313,992
（2）退職給付引当金	268,531	313,992

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
（1）退職給付費用	64,787	72,029

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で13,971千円、当事業年度で13,998千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	16,142 千円	102,368 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	11,347 "	10,277 "
賞与引当金損金算入限度超過額	35,285 "	33,736 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	95,704 "	111,906 "
減価償却超過額	1,067 "	- "
その他	11,680 "	13,094 "
繰延税金資産 小計	171,228 "	271,384 "
評価性引当額	11,347 "	- "
繰延税金資産 合計	159,881 "	271,384 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,767 "	1,503 "

投資有価証券売却益益金不算入額	398,925	〃	7,953	〃
繰延税金負債 合計	401,693	〃	9,457	〃
繰延税金資産（負債）の純額	241,812	〃	261,926	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が9,649千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等の金額が9,649千円増加しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド （ブラジル・リアルコース）	2,429,898千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド （ブラジル・リアルコース）	3,172,592千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三井住友 トラスト・ ホールディング ス㈱	東京都 千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の 兼任	経営指導料の 支払	97,199	-	-

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三井住友 トラスト・ ホールディング ス㈱	東京都 千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の 兼任	経営指導料の 支払	73,276	-	-

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	----------------	-----	-------------------	---------------	---------------------------	-------------------	-------	--------------	----	--------------

兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,006,973	未払手数料	613,819
							投資助言費用の支払	2,226,006	その他未払金	221,229

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,745,672	未払手数料	794,830
							投資助言費用の支払	2,631,233	その他未払金	239,120

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成25年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成26年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 当社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2) 企業結合日

平成24年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4) 結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	2,848,803円51銭	3,422,502円93銭
1株当たり当期純利益金額	235,448円31銭	584,460円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益	706,344千円	1,753,381千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	706,344千円	1,753,381千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成26年7月14日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成26年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間中に、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる次の書類を提出しております。

提出年月日	書類名
平成25年10月28日	臨時報告書
平成26年1月15日	有価証券報告書
平成26年1月15日	有価証券届出書
平成26年1月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白川 芳樹 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 浩之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田信之

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている毎月分配パッケージファンドの平成25年10月16日から平成26年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、毎月分配パッケージファンドの平成26年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。